

認可外保育施設関係事務連絡会 (令和7年10月)

説明動画

主催：浜松市こども家庭部幼保支援課

実施月

令和7年10月

資料掲載日(HP)

令和7年10月31日(金)

説明動画公開期間

令和7年10月31日(金)～令和8年3月31日(火)



私立教育・保育施設関係事務連絡会 次第

主催：浜松市こども家庭部幼保支援課

No	説明 動画		資料 No	対象類型						項目名	提出書類 の有無			担当グループ
	No	動画 開始 目安 時間		法届出対象施設			顧客児童限 定 保育施設				全 施設 提出	該 当 す る 施 設	提 出 無 し	
				認 証 保 育 所	企 業 主 導 型 保 育 事 業	そ の 他 の 法 届 出 対 象 施 設 （ 企 業 主 導 型 保 育 所 ・ ベ ビ ー シ ッ タ ー 以 外 ）	ベ ビ ー シ ッ タ ー	（ ベ ビ ー シ ッ タ ー 以 外 ） 保 育 施 設	ベ ビ ー シ ッ タ ー					
1	－	1 : 00	1	○	○	○	○	○	○	保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について			○	幼保支援課 事業グループ
2		5 : 33	2	○	○	○				幼児教育アドバイザー派遣事業の実施について（依頼）		○		幼保運営課 指導グループ
3		10 : 12	3	○	○	○				令和6年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書等の提出について		○		幼保支援課 事業グループ



私立教育・保育施設関係事務連絡会 (令和7年7月)

【資料】

主催：浜松市こども家庭部幼保支援課

資料掲載日(HP)

令和7年10月31日(金)

説明動画公開期間

令和7年10月31日(金)～令和8年3月31日(火)

次第No.1 保育所等の職員による虐待に関する 通報義務等について

＜担当＞事業グループ TEL:457-2118

対象類型	法届出対象施設	○
	認証保育所	○
	企業主導型保育事業	○
	その他の法届出対象施設 (認証保育所・企業主導型保育事業・ ベビーシッター以外)	○
	ベビーシッター	○
	顧客児童限定保育施設	○
	その他の顧客児童限定保育施設 (ベビーシッター以外)	○
	ベビーシッター	○

通知の 状況		あり	通知日	令和 年 月 日()
			通知方法	
	○	なし		
提出書類 の有無		あり	提出期限	令和 年 月 日()
			提出方法	
	○	なし		



児童福祉法等の改正による、虐待通報の義務化

施行日：令和7年10月1日

背景

○保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでおり、こどもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所に通う・こどもを預けられるような環境整備の必要がある

○児童養護施設等については、職員による虐待等の発見時の通報義務の仕組みが設けられているところ、保育所等における虐待等への対応についても、同様の仕組みを設ける必要がある。



児童福祉法等の改正による、虐待通報の義務化

改正内容

○保育所等の職員による虐待について、児童福祉法等を改正し、児童養護福祉施設の職員による虐待と同様、下記の規定を設ける。

- ・虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務
- ・都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置等

○もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等の支援を行う以下の施設・事業を、通報義務者等の対象として追加する。

【対象施設・事業】

保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、小規模保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳幼児等通所支援事業、…



保育所等職員による児童虐待を起こさないために

保育所や幼稚園等における虐待の 防止及び発生時の対応等に関するガイドライン

○令和5年に発出されたガイドラインが、令和7年8月に改訂されました。
ガイドラインには虐待が発生した後の対応が示されているだけではありません。日々保育の現場において行われる行為は、仮にその1つ1つが虐待には該当しないものであったとしても、日々の振り返りの中で改善が図られなければ、そうした行為の繰り返し等によって虐待になりえる、すなわち日々の行為の延長に虐待があるとの考えから再整理改定されたものです。

虐待行為の種類と具体例や、虐待判断のプロセス等も記載されている本ガイドラインを確認し、日々の保育実践において、よりよい保育に向けた振り返りが実施され、改善につながる一連の流れをつくる取り組みの一助としていただきたい。



保育所等の職員による虐待が確認された場合

通報先 こども家庭部 幼保支援課事業グループ

TEL: 457-2118

ガイドライン公開先

[こども家庭庁ホームページ](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/c3c02bee/20250908_policies_hoiku_153.pdf)

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/c3c02bee/20250908_policies_hoiku_153.pdf



No.2 幼児教育アドバイザー派遣事業の実施について(依頼)

＜担当＞指導グループ TEL:457-2117

対象類型	法届出対象施設	
	認証保育所	○
	企業主導型保育事業	○
	その他の法届出対象施設 (認証保育所・企業主導型保育事業・ ベビーシッター以外)	○
	ベビーシッター	
	顧客児童限定保育施設	
	その他の顧客児童限定保育施設 (ベビーシッター以外)	
	ベビーシッター	

通知の 状況	○	あり	通知日	令和7年10月22日(水)
			通知方法	メール配信
		なし		
提出書類 の有無	○	あり	提出期限	令和7年11月21日(金)
			提出方法	メールにてデータ提出
		なし		

* 希望される方施設は、依頼書に記載の上、メールにて提出



浜松市認可外保育施設

幼児教育アドバイザー派遣事業について

幼児教育・保育の質の向上のための具体的な取組

目指す子供の姿を共有し、「チーム浜松」として質の高い幼児教育・保育を推進するために
市内すべての幼児教育・保育施設を支援します。

幼稚園

認定
こども園

保育所

地域型
保育事業

認可外
保育施設

1 幼児教育の指針の浸透と 教職員用指導資料の活用促進

幼児期に目指す子供の姿を共有するために幼児教育・保育施設や小学校に配布します。
教職員用指導資料の活用を通し、幼児教育・保育活動や園内研修の充実を図ります。

2 研修の実施

幼児教育・保育施設に共通する課題、幼児教育の指針の浸透・教職員用指導資料の活用促進等につながる研修を実施します。

3 幼児教育アドバイザーの派遣

アドバイザーが園を訪問し、園の課題解決のために
保育参観や園内研修での助言を通し、園内研修の
支援等をします。



幼児教育
保育施設

保育参観や
園内研修
を通して
園の良さを
再発見して
みませんか



幼児教育アドバイザー派遣事業

事業の詳細

1 目的

浜松市幼児教育の指針で示す「幼児期に育てたい力」の育みに向け、幼児教育アドバイザーが、就学前の幼児教育・保育施設の派遣依頼に応じ、園内研修支援等を行うことで、幼児教育・保育の質の向上を図る。

2 派遣対象

アドバイザーの派遣を希望する市内の私立保育所・私立認定こども園・私立幼稚園、地域型保育事業及び認可外保育施設

3 内容

アドバイザーが、園訪問による保育参観や園内研修での助言を通して、園の良さや課題に応じた乳幼児理解や乳幼児の姿の見取り方、環境構成、保育者の関わり方、「幼児期に育てたい力」教職員用指導資料の活用等について、支持的・協同的な支援をする。

4 派遣するアドバイザー

幼児教育の専門的知見や豊富な実践経験を有し、かつ、幼児教育の指針についての指導・助言ができる者を市が委嘱する。



幼児教育アドバイザー派遣事業

事業の詳細

5 派遣期間・派遣回数

- ・ 派遣期間は、令和7年5月から令和8年1月までとする。
- ・ 1園につき年間2回まで派遣することができる。

6 派遣日程・参加者

- ・ 派遣日程は、原則、月曜日から金曜日（祝日を除く。）の午前9時から午後3時までの間で、1回4時間（休憩時間含む）以内とする。
- ・ 参加者は、原則、年間を通し同一の者とする。

令和7年度幼児教育アドバイザー

氏名	役職等	参考
石野 純子氏	浜松学院大学 外部講師 (現代コミュニケーション学部子ども コミュニケーション学科)	元浜松市立幼稚園長 平成30年度「幼児期に育てたい力」教職員用 指導資料作成の助言者
阿部 真弓氏	常葉大学 非常勤講師 (常葉大学健康プロデュース学部こども 健康学科)	元浜松市立保育園長 平成30年度「幼児期に育てたい力」教職員用 指導資料作成のワーキンググループメンバー



幼児教育アドバイザー派遣事業

令和7年度幼児教育アドバイザー派遣事業スケジュール



令和6年度幼児教育アドバイザー派遣事業を活用した園のアンケートより

質問	回答	
本事業を利用することで、職員が自園の良さや取組に自信をもつとともに、課題を明確にし、解決策を考えることができましたか。	「とてもそう思う」 「まあそう思う」と回答した割合	100.0%
本事業を利用したことで、浜松市幼児教育の指針「幼児期に育てたい力」や教職員用指導資料の理解が深まりましたか。	「とても理解が深まった」 「理解が深まった」と回答した割合	100.0%

令和6年度の様子



幼児教育アドバイザー派遣事業

保育参観や園内研修を通して
園の良さを再発見しませんか。
(1～2名のミニ研修も可)

ぜひ多くの園からの応募を
お待ちしておりますのじゃ！



令和6年度の様子



次第No.3 令和6年度消費税及び地方消費税に係る 仕入控除税額報告書等の提出について

＜担当＞事業グループ TEL:457-2118

対象類型	法届出対象施設	
	認証保育所	○
	企業主導型保育事業	○
	その他の法届出対象施設 (認証保育所・企業主導型保育事業・ ベビーシッター以外)	○
	ベビーシッター	
	顧客児童限定保育施設	
	その他の顧客児童限定保育施設 (ベビーシッター以外)	
	ベビーシッター	

通知の 状況	○	あり	通知日	令和7年10月31日(木)
			通知方法	
		なし		
提出書類 の有無	○	あり	提出期限	令和7年12月3日(木)
			提出方法	
		なし		

1 対象施設

令和6年度に

「2 対象補助金」の交付を受けた認可外保育施設(法届出対象施設) 全施設

2 対象補助金

今回の仕入控除税額報告の対象となる令和6年度の補助金

- ①浜松市教育・保育施設等物価高騰対策助成事業費補助金
- ②浜松市保育士宿舎借り上げ支援事業費補助金
- ③浜松市認証保育所事業費補助金



3 提出書類

令和6年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書関係書類一覧に定めるもの

※別途施設宛てに、依頼通知とともにメールにて様式を送付します。

4 提出期限

令和7年12月3日(水)

5 提出方法・提出先

郵送または持参にて、浜松市こども家庭部 幼保支援課 事業グループへ提出

6 その他

〔書類の提出等について〕

- 設置者の決算時期の都合により、提出期限に間に合わない場合には、あらかじめ担当にご連絡ください。
- 提出書類や様式等の見直しがある場合は、その都度お知らせします。
- 必要に応じて、税理士等の助言を得ながら作成してください。
- 提出された書類について内容の確認が必要な場合などには、追加の書類の提出を求めることがあります。
- 令和6年度に「2 対象補助金」の交付を受けた認可外保育施設（法届出対象施設）においては、仕入控除税額（要市補助金等返還相当額）が0円の場合も書類の提出が必要です。

6 その他

〔補助金について〕

- 経費の課税・非課税・不課税の仕分け等については、市で最終的な判断ができるものではないため、税務署等に御相談ください。
- 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が生じる等の場合には、市への補助金返還が必要となります。返還手続き等については、該当する事業者に対し別途連絡をします。
- 補助金の交付の条件として、補助事業に係る経費の収支を明らかにした帳簿や証拠書類の保管が義務付けられています。改めて各種書類の整備や保存状況の確認をお願いします。
- 補助金の交付の条件として、補助事業により取得した財産については財産処分の制限があります。補助金の交付の目的に反して使用・譲渡・交換・貸付・担保提供・廃棄の予定がある場合は、事前に市長の承認が必要ですので、必ず協議を行うようお願いします。

6 その他

〔補助金について〕

- 補助金の交付の各条件等に違反した場合、補助金の交付決定を取り消すとともに、補助金の全部又は一部を返還いただく場合がありますので、補助事業年度の終了後においても、十分御留意ください。



説明は以上です。
ありがとうございました。

